

庄原市スポーツ推進委員設置規則 (平成17年3月31日教育委員会規則第36号)

最終改正:平成24年12月25日教委規則第10号

改正内容:平成24年12月25日教委規則第10号 [平成25年4月1日]

○庄原市スポーツ推進委員設置規則

平成17年3月31日教育委員会規則第36号

改正

平成23年10月3日教委規則第4号

平成24年12月25日教委規則第10号

庄原市スポーツ推進委員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、庄原市スポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、法第32条第2項の規定に基づき、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の求めに応じ、当該団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
- (5) 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進のため、住民に指導助言を行うこと。

2 前項の規定により推進委員が分担する地域又は事項は、庄原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

(委員)

第3条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、前条に定める職務を遂行に必要な熱意と能力を持つ者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(定数等)

第4条 委員の定数は、60人以内とする。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(服務)

第6条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たり、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程を遵守しなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成23年10月3日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日教委規則第10号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。